

○福岡北九州高速道路公社発注工事からの暴力団と関係のある下請業者の排除措置要領

平成27年3月24日  
理事長通達第51号

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡北九州高速道路公社が発注する建設工事(以下「公社発注工事」という。)における下請契約(一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)から、競争入札参加資格者名簿に登載された業者(以下「入札参加資格者」という。)以外の者であって、暴力団関係事業者(工事請負契約書(工事請負契約書等の様式について(平成12年10月6日理事通達第27号)様式第34号)第44条の3第1項各号に該当する者をいう。以下同じ。)である者を排除すること(以下「排除措置」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(排除措置)

第2条 入札参加資格者でない者が、警察からの通知により暴力団関係事業者であることが判明したときは、その者については、入札参加資格者に対する福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領(平成14年3月11日理事長通達第15号。以下「指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止期間に準じた期間、排除措置を行うものとする。

2 理事長は、前項に規定する排除措置の期間中の者を、公社発注工事における下請契約等の相手方としてはならない。

(排除措置の決定に係る手続等)

第3条 排除措置の決定に係る手続、関係者への通知及び排除措置の公表については、指名停止等措置要領に基づく指名停止の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月24日から施行する。